

アルコール健康障害対策基本法

全日本断酒連盟の取り組みを振り返る

公益社団法人全日本断酒連盟

1. 御礼の言葉
2. 全日本断酒連盟のアルコール問題に関わる基本法制定推進活動の歴史
 - ・ 結成大会と基本理念
 - ・ アルコール問題議員連盟との関係
 - ・ 立法化への基本的な考え方
3. WHO総会決議からアル法ネット設立総会まで
4. 基本法制定へのプロローグ
5. 基本法制定前夜
6. これからの取り組みについて
 - ・ 断酒会の体制構築
 - ・ 断酒会の要望事項

1. 御礼の言葉

平成 25 年度臨時国会において、アルコール健康障害対策基本法が成立しました。

アルコール問題議員連盟はじめ基本法の制定推進に尽力されたアル法ネット構成員の皆さま及び基本法に賛同くださった個人、団体の方々のご協力の賜物と感謝申し上げます。

全日本断酒連盟（以下全断連）の念願であった酒害対策に関する基本法が結成 50 周年という節目の時期に成立したことに深い感慨を覚えるとともに、酒害当事者による自助組織として法律の定める付託に応えるべく身の引き締まる思いでおります。

これからも当事者団体に対する温かいご理解とご支援をくださいますようお願い申し上げます。

2. 全断連のアルコール問題に関わる基本法制定推進活動の歴史

(結成大会と基本理念)

全断連は昭和 38 年 11 月 10 日に高知市で結成された。

この結成大会において大会共同宣言を採択、「全断連は個々の酒害者の救済はもとより、広く酒害の及ぼす社会悪について無関心であってはならない」と高らかに謳うとともに、「酒害防止三法の徹底を期せよ。」等 6 項目の大会決議を行った。

この大会決議の主旨は、その後連綿と引き継がれ、その精神は昭和 62 年のアルコール問題議員懇談会発足から今日のアルコール問題議員連盟の活躍を経て、現在のアルコール健康障害対策基本法制定推進活動へと繋がることになった。

(アルコール問題議員連盟との関係)

- ・ 昭和 62 年 5 月、全断連の要請を受けた戸塚進也衆院議員のご尽力によりアルコール問題議員懇談会が発足、全断連と厚生省に対する酒害問題に関する初のヒアリングが行われた。

全断連は断酒会の歴史的経過と活動方針を説明。厚生省は公衆衛生審議会の「アルコール関連問題対策に関する意見」を中心に①アルコール販売に関する広告規制②自販機の規制などについて協力を要請。最後に、小泉純一郎衆院議員から「全断連に対し、特に酒害予防について社会的要望は大きいものがある」との挨拶を受けた。

・懇談会は何回もの会合を重ねたのち中断したが、今井澄参院議員の力添えにより平成 11 年名称を「アルコール問題議員連盟」(以下議連)と改称して 42 名の超党派の議員を擁し再スタート、平成 13 年には 70 名にまで強化された。

内容も全断連の応援的な性格からアルコール依存症対策をはじめ未成年の飲酒、TV コマーシャル、自販機問題等すべてのアルコール問題を包含した活動に変容、全断連の求めに応じて米国ヒューズ法の日本版の勉強会を開くなど内容もアルコール関連問題を広く扱うものとなった。

・政権交代等の影響を受けつつも、議連との会合は断続的に行われ、断酒会の要望の法制化を目指したが、議連の具体的な行動を促すに至る方向性と要望の裏付けとなるアカデミックなエビデンスを欠き実現への端緒を見出すことは出来なかった。

(立法化への基本的な考え方)

この間、全断連のアルコール依存症等アルコール関連問題解決のための立法化に関する考え方は「議員立法」のみに終始した。「内閣立法」であれば、強制力を持った実効性のある法律が期待できると思われたが、厚生労働省では疾病乃至障害から入ることになり、社会問題としてアルコール関連問題を捉えるというアプローチは望めないと判断したからである。

理念的な性格になるとしても、まず議員立法によるアルコール依存症と関連問題に焦点を当てたプログラムの出現を選択したものである。

3. WHO総会決議からアル法ネット設立総会まで

・平成 22 年 7 月全断連顧問猪野亜朗氏(三重かすみがうらクリニック副院長)の来訪を受け、「WHO総会における“アルコールの有害な使用を低減するための世界戦略”採択を契機に、アルコール関連問題学会を中心にアルコール関連の基本法制定のための活動を開始する。全断連も協力しませんか」との要請をいただいた。それ以前から情報交換は続いていたが、正式な会合はこれが最初である。同時にアルコール関連問題学会理事長丸山勝也氏から丁寧な企画書を受領。

・理事会での検討の結果、以下の点に鑑みて全面的な協力を決定し、丸山、猪野両氏に回答した。

①WHO総会決議という絶好の機会を得て、政府も回答をしなければならない状況にある。

②全断連単独での活動と異なり、今回はアルコール関連精神3医学会というバック・ボーンがあり、専門的に信頼されるエビデンスを提供できる。

③市民活動団体としてアスクが加わり、広報活動により賛同者・団体を募ることを期待できる。

・学会了解を得て、櫻井充議連会長に要請、8月5日参議院議員会館で議連総会を開催。

全断連より①アルコール関連問題対策基本法制定の議員立法、②ナショナル酒害相談センター設立推進の2点を要請。基本法については、猪野氏作成の「アルコール関連問題対策基本法(試案)」を提出、アルコール関連問題学会よりのヒアリングの機会を求めた。

この議連総会には、中谷元衆院議員(現議連会長)、あべ俊子衆院議員(現議連幹事)、松山政司参院議員(現議連副会長)が出席されており、早期の国会上程に向けた積極的な意見が続出、基本法制定の前途に大きな期待を抱かせるものとなった。

その後、自民党内にアルコール問題議員連盟が発足し、独自に久里浜医療センターを見学す

る等、勉強会を重ねるようになった。

- ・平成 23 年アルコール関連問題学会佐賀大会、名古屋大会シンポジウム、構想委員会に出席。
- ・平成 23 年 12 月再び議連総会が開かれ、全断連は「アルコール白書」等の基本法関連資料を提出、ヒアリングを急ぐよう督促した。
- ・アルコール関連精神 3 医学会、特定非営利活動法人アスク等とともにアル法ネット（アルコール関連問題基本法推進ネットワーク）を設立、平成 24 年 5 月 31 日参議院議員会館で、設立総会開催。
これより、全断連は、単独での活動からアル法ネットの幹事団体として、議連との連絡・調整を勤めることになった。

4. 基本法制定へのプロローグ

- ・平成 24 年 6 月議連総会開催。
参議院法制局作成の「アルコール健康障害対策基本法案（仮称）のイメージ」が配布された。
その後、「イメージ」は「アルコール健康障害対策基本法案骨子（案）」となり、衆議院解散、政権交代、議連の活動の中断を経て、平成 25 年 5 月には衆議院法制局により条文化され「アルコール健康障害対策基本法案（未定稿）」として提出された。
以後、議連の動きに加速が付き頻繁な会合が繰り返され、アル法ネット、酒造・酒販業界、関係省庁のヒアリングが進み、基本法案の調整、修正が行われた。
- ・7 月議連は 10 月以降の臨時国会への基本法案上程を視野に入れ、全断連に対し基本法制定推進に向けた全国活動を展開して議連を支援するよう強い要請を発した。
 - ①地域において地元選出議員の基本法への賛同と議員連盟参加を呼びかけること。
 - ②地域における基本法制定推進への盛りあがりを図ること。
 - ③都道府県議会で、国に対する「基本法制定を求める意見書」提出の決議を行うよう陳情すること。これを受けて、全断連からの協力要請を受けた加盟断酒会の活動が活発化し、
 - ①議員連盟参加議員数は 10 月末で 93 名、基本法賛同議員数は 16 名に達した（6 月末時点では、それぞれ 60 名、10 名）。
 - ②5 月 11 日名古屋市において、アルコール関連問題学会、愛知・静岡・岐阜・三重県連等共催による「アルコール健康障害対策基本法の制定を願う集い」を、9 月 1 日には堺市において、同じく学会と近畿ブロック等共催で開催。それぞれ大成功を収めた。
 - ③6 月広島県連の要請により、全国のトップを切り広島県議会が意見書提出を決議。これを突破口に、9 月の定例議会において、北海道・愛知・三重・奈良・和歌山・鳥取・島根・山口・愛媛・大分、さらに名古屋市と合計 11 道県 1 市が意見書提出を決議した。

5. 基本法制定前夜

- ・9 月、法案の主務官庁を決定するための議連役員会が開かれ、議連の強い主張により内閣府に決定し、5 年以内に厚労省に移管するという路線が敷かれた。
この会議で、全断連も発言を促され「基本法制定は断酒会 50 年にわたる念願であること、アルコール関連問題は社会全体に広がる問題であり内閣府以外の省庁ではまとめられない。是非、内閣府で引き受けていただきたい。50 周年を迎える 11 月の沖縄の式典までに目途つけて

ほしい」と陳述。中谷会長、福山事務局長が「断酒会の50周年に間に合わせるよう頑張る！」と締めくくられた。

この「50周年に間に合わせる！」の発言は、その後、幾度となく開かれた議員連盟総会、役員会で合言葉のように繰り返されることになった。

- ・10月24日議連総会で基本法案は最終確認され、直ちに各党党内合意を急ぐことになり各党出席議員が了承、大詰めを迎え主要議員が出揃い、熱気溢れる、印象に残る総会になった。

以後、25日自民党は内閣・厚労合同部会で、31日政調会・総務部会での承認を得て党内合意が成立、公明党はいち早く17日内閣・厚労合同部会で承認。続いて、共産・民主・維新・みんな・・・と続き、11月7日議連総会で各党党内調整の終了と合意成立を確認した。

法案から“未定稿”の文字が削除され確定した。

- ・16日議員連盟中谷会長以下役員が衆議院議長、衆議院内閣委員長に法案を提出。内閣委員長提案とすることを要請、20日に内閣委員会の議決を経て衆議院本会議に上程する方向で調整することになった。

- ・全断連全国（沖縄）大会を控え、那覇入りした全断連に中谷事務所、福山事務所より、11月20日内閣委員会開催決定、そのまま衆議院本会議に上程するとの連絡が届いた。

17日全断連50周年記念式典、第50回全国（沖縄）大会当日。福山事務局長、赤嶺・あべ両幹事、地元の島尻安伊子参院議員、玉木デニー衆院議員が晴れ晴れとした表情で到着。

大会席上、福山事務局長から経過報告が発表され会場が沸く。赤嶺・あべ両議員からは「今度は皆さんが基本法を生かす活動を起こす番です」と激励の言葉をいただいた。

遅れて到着された中谷元議連会長の国会上程決定の報告に会場は再び拍手喝采の嵐となった。

議連の約束は果たされ、今度は断酒会に重い付託が回ってきた瞬間である。

- ・臨時国会会期最終日の6日突然、参議院内閣委員会でアルコール健康障害対策基本法が議決された。固唾を呑んで見守る中、12月7日未明、参議院本会議で満場一致により基本法案は可決された。

- ・12月8日岡山市で開かれた集いは、名称を「基本法制定を願う集い」から「基本法制定を祝う集い」と改め、多数の議連役員と地元国会議員、県議会議員、市議会議員を集めて開催された。

6. これからの取り組みについて

(断酒会の体制構築)

- ・基本法が成立しても、その性格はプログラム法の段階である。

関係者には、それを断酒会のため、社会のため、真に実効性のあるものに仕上げていくことが託されている。

- ・今後、全断連は①基本法の仕組みを各地域断酒会に周知説明し、②関係者会議で全断連が主張することを各地域断酒会から吸い上げ、③各地域のアルコール健康障害対策基本計画策定に関係機関と連携して参画し、④全断連と地域断酒会との相互連絡を密にする、以上の点についてタイムスケジュールを設定し円滑な活動が行えるよう体制を作らなければならない。

この体制が構築できない、又は機能しない、あるいは時期を失すると、基本法の果実は断酒会には、もたらされないことになる。

- ・「アルコール健康障害対策基本法対策委員会（仮称）」を設置する必要がある。

この委員会が軸となり、ブロック単位あるいは県連単位でのワーキンググループを構築する

ことが求められる。全断酒会一丸となった協力が不可欠である。

(基本的施策における断酒会の要望事項)

最後に基本法に定める基本的施策について、断酒会が果たしうる分野と抱負を思いつくままに述べてみたい。

- ・(教育の振興等)

教育現場での酒害体験の提供機会に協力することが出来る。

- ・(アルコール健康障害に関連して飲酒運転等をした者に対する指導等)

飲酒運転等した者の心身の状態、そこに至った原因を実際に体験しているのは当事者だけであり、最も親身で説得力のある指導・助言・支援サービスを行えるのは同じ問題を抱えていた当事者であると考える。

- ・(相談支援)

相談支援、積極的なアウトリーチは断酒会の伝統的な得意技である。S-BIRTに近い相談行為は既に半世紀にわたり行ってきた。行政による場所と資金的援助を得ることができれば全国に常設の相談センターを設置しマンパワーを提供できる。

- ・(社会復帰の支援)

既に、一部断酒会ではアルコール依存症者の社会復帰施設の運営を行っている。財政的支援を受けることができるならば、全国展開に拡大することが可能である。

- ・(民間団体の活動に対する支援)

断酒会活動の基本である断酒例会に対する場所の提供・広報等の支援が望まれる。

全国大会、ブロック大会等、全断連の酒害啓発イベントは全て一般参加にオープンである。場所の提供あるいは資金的補助を受けることが出来れば、広報活動を強化し、より公共性と社会啓発性が高く、かつ一般的にも興味深いイベントの企画が可能になる。

- ・(人材の確保等)

断酒会には、アルコール関連問題に関する十分な知識を有する人材が存在する。

当事者としての経験と十分な知識を兼ね備えた人材は貴重である。

以上